

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

本計画の計画期間中の社会資本整備については、国際競争力と魅力ある都市の再生、個性と工夫に満ちた地域社会の実現、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、少子・高齢社会への対応などの重点課題への対応を念頭に置いて、以下のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

※ 重点目標、指標及び事業の概要は別紙のとおり

社会資本整備重点計画素案（第2章別紙）

重点目標一覧

暮らし	安全	環境	活力
<p>(1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等 すべての人々が暮らしやすい社会の形成を目指す。特に高齢者や障害者等にとって、生活空間の移動がしやすく、暮らしやすいバリアフリー社会の形成、子育てしやすい社会の実現を図る。【p11】</p>	<p>(1) 水害等の災害に強い国土づくり 都市型災害対策や災害弱者への対応等に重点を置いて、水害、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）、津波・高潮、雪害、火山噴火災害等の災害から国土の保全を図り、社会経済活動を支え、生命・財産・生活の安全性を確保する。【p4】</p>	<p>(1) 地球温暖化の防止 地球温暖化対策推進大綱に基づき地球温暖化の防止を図る。【p7】</p> <p>(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善 都市部における交通に由来する大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善を図る。また、都市のヒートアイランド現象の緩和を図る。【p8】</p>	<p>(1) 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。【p12】</p>
<p>(2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等 良質な水資源の確保によりきれいな水を安定的に供給するとともに、水と緑豊かで美しい都市生活空間等を形成する。【p2】</p>	<p>(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。【p5】</p>	<p>(3) 循環型社会の形成 廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生上の有効利用の推進とともに、循環的な利用のできない廃棄物等の適正処理・処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。【p9】</p>	<p>(2) 国内幹線交通モビリティの向上 人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化を図る。【p13】</p>
<p>(3) 良好な居住環境の形成 美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現を図る。【p3】</p>	<p>(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化 陸・海・空の交通に関する安全を確保し、事故やテロ等の未然防止と被害軽減を図る。【p6】</p>	<p>(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。【p10】</p>	<p>(3) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における交通渋滞・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。【p14】</p>
		<p>(4) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善を図る。【p11】</p>	<p>(4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化 地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。【p15】</p>

※指標の現況値及び目標値については、データ更新等により修正することがあります。

暮らし～生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	指標	事業の概要
<p>(1) 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等</p> <p>すべての人々が暮らしやすい社会の形成を目指す。特に高齢者や障害者等にとつて、生活空間の移動がしやすく、暮らしやすいバリアフリー社会の形成、子育てしやすい社会の実現を図る。</p>	<p>・ 1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路及び信号機並びに不特定多数の者等が利用する一定の建築物^(注1)及び住宅のバリアフリー化^(注2)の割合</p> <p>【旅客施設の段差解消 33%(H13)→7割強(H19)、視覚障害者誘導用ブロック 64%(H13)→8割強(H19)】</p> <p>【道路 約2割(H14)→約5割(H19)】</p> <p>【信号機 約4割(H14)→約8割(H19)】</p> <p>【建築物 約3割(H14)→約4割(H19)、住宅 H19に約1割】</p> <p>(注1)不特定多数の者等が利用する一定の建築物：病院、劇場、ホテル、老人ホーム等不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物</p> <p>(注2)バリアフリー化：旅客施設及び道路については、原則として段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等がなされたもの</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の実現を目指すし、連続的に段差の解消を図るとともに、視覚障害者誘導用ブロック、幅の広い歩道等を整備するほか、建築物や住宅内での手すり、設置、広い廊下幅の確保等を図るなど、公共交通機関、歩行空間、公共性の高い建築物、住宅等のバリアフリー化を推進する。また、高齢者等の災害弱者が安全に暮らせるよう、土砂災害危険箇所に存する災害弱者関連施設について土砂災害対策を重点的に実施する。 ・ 歩いて行ける身近な場所において、高齢者をはじめとする地域住民の健康運動の場及び子どもの遊び場となる公園等を計画的に整備する。

暮らし～生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	指標	事業の概要
<p>(2) 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等</p> <p>良質な水資源の確保によりきれいな水を安定的に供給するとともに、水と緑豊かで美しい都市生活空間等を形成する。</p>	<p>河川における汚濁負荷削減率 (注) 【H19 までに 13% を削減】</p> <p>都市域における水と緑の公的空間確保量 【12.1 ㎡/人(H14)→13.1 ㎡/人 (H19)】</p> <p>(注) 河川における汚濁負荷削減率：河川、湖沼における環境基準達成のために必要な河川内の汚濁負荷削減量のうち削減された量の割合</p>	<p>水道水源にもなっている河川の水質を環境基準の達成を目指して改善し、きれいな水を供給できるよう、河川、ダム等での水質浄化対策及び下水道の整備を連携して重点的に実施する。また、治水時にも安定した給水が可能となるよう、河川流量の確保のためのダム建設等を進める。</p> <p>都市等において、住民等が水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、道路、港湾、空港周辺地域等での緑化や市街地に隣接する山ろく斜面等でのグリーンベルトの整備等を推進するほか、緑地保全制度の確な運用により緑地の保全を図るとともに、建築物の屋上や壁面を含む民間建築物地内の緑化等民有地の緑化を支援する。また、河川、港湾、海岸及び下水道において、住民が水に親しむことが出来る空間を確保する。</p>

暮らし～生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標	指標	事業の概要
<p>(3) 良好な居住環境の形成</p> <p>美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現^(注)を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街地等の幹線道路の無電柱化率【7%(H14)→13%(H19)】 汚水処理人口普及率【74%(H13)→〇(H19)】(調整中) 	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 電線類の地中化、身近な道路を歩行者及び自転車優先とする対策(くらしのみちゾーンの形成)など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。このうち下水道の整備については、現状の都道府県構想を前提として、平成13年度末の下水道処理人口普及率64%を72%に引き上げる。 <p>(注)美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現：住生活の質の向上については、第八期住宅建設五箇年計画(平成13年3月13日閣議決定)に基づき、良質な住宅ストックの形成、適切な維持管理、円滑な流通などが図られるよう住宅市場の環境整備を進めるとともに、居住に関するセーフティネットを構築し、あわせて住宅市街地の整備を進める。</p>

安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	指標	事業の概要
<p>(1) 水害等の災害に強い国土づくり</p> <p>都市型災害対策や災害弱者への対応等に重点を置いて、水害、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）、津波・高潮、雪害、火山噴火災害等の災害から国土の保全を図り、社会経済活動を支え、生命・財産・生活の安全性を確保する。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水による氾濫^(注1)から守られる区域の割合 【約58% (H14) → 約52% (H19)】 ・ 床上浸水を緊急に解消すべき戸数^(注2) 【約9万戸 (H14) → 約6万戸 (H19)】 ・ 土砂災害から保全^(注3)される戸数 【約120万戸 (H14) → 約140万戸 (H19)】 【うち災害弱者関連施設^(注4) 数 約3,100施設 (H14) → 約4,100施設 (H19)】 ・ 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性^(注5)が確保されていない地域の面積【約15万ha (H14) → 約10万ha (H19)】 <p>(注1) 洪水による氾濫：当面の計画として、大河川においては30年～40年に一度程度、中小河川においては5年～10年に一度程度の規模の降雨により発生する氾濫被害</p> <p>(注2) 床上浸水を緊急に解消すべき戸数：過去10箇年（H4～H13）に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同規模の出水で、依然として床上浸水被害を受ける家屋数</p> <p>(注3) 土砂災害から保全：砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業により、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による災害から生命等を守ること</p> <p>(注4) 災害弱者関連施設：ここでは土砂災害の発生する恐れのある危険箇所に残存する区被提供施設、老人福祉施設、幼稚園等を対象としている。</p> <p>(注5) 一定の水準の安全性：地域毎に指定される高潮高・津波高に対して浸水被害が生じない水準</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害等の災害を防止する施設整備等を推進する。特に、近年の集中豪雨の発生等に対応して、河川の流下能力拡大のための河川整備と都市浸水対策としての下水道整備との連携等による都市型水害への対応、災害弱者関連施設及び重要交通網等ライフラインの土砂災害・雪害等からの保全、三宅島等での火山噴火に伴う土砂災害への適切な対応、及び切迫性が高まる東海地震、東南海・南海地震等による被害の軽減に向けた津波・高潮災害への対応を重点的に実施する。 ・ 水害等の災害を防止する施設の整備に加え、その効果を増大させるため、迅速かつ適切な災害対策が可能なとなるよう災害に関する情報をリアルタイムで提供するための施設や体制を整備するほか、土砂災害危険箇所を増加抑制のための土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの作成支援等適切な政策（ソフト）を一体的かつ総合的に実施する。

安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	指標	事業の概要
<p>(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等</p> <p>大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支設活動を確保する。</p>	<p>・ 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 【約 13,000ha(H14)→約 10,000ha(H19)】</p> <p>・ 多数の者が利用する一定の建築物^(注1)及び住宅の耐震化率 【建築物 15%(H13)→約 2割(H19)、住宅 H19に約 65%】</p> <p>・ 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 【約 8,000haのうち、0(H14)→約 3割(H19)】</p> <p>・ 一定水準^(注2)の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市^(注3)の割合 【約 9%(H14)→約 25%(H19)】</p> <p>・ 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 【69%(H14)→80%(H19)】</p> <p>・ 港湾^(注4)による緊急物資供給可能人口 【約 1,900万人(H14)→約 2,600万人(H19)】</p>	<p>・ 地震発生時において、被害を軽減するとともに、円滑かつ迅速に災害応急対策活動を行え、また、社会経済活動が確保されるよう、堤防、防災拠点官庁施設等の防災施設や多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強、耐震性を有する国際海上コンテナターミナルの整備等を推進するほか、急傾斜地崩壊対策を推進する。また、大規模な火災の発生を未然に防ぐため、道路、公園等の整備と連携し、老朽建築物から防災性能を備えた建築物への更新、規制誘導等の密集市街地対策を重点的に実施する。</p> <p>・ 災害発生時に住民が安全に避難できるよう、大地震の発生が切迫している都市等における避難者の生命を保護する広域避難地などの避難地の整備や、電線類の地中化も含めた避難路の整備を推進するとともに、被災者に対する支援活動を支えるため、防災拠点となる公園や耐震強化岸壁を備えた港湾及びこれらの施設を連絡する地震や豪雨、豪雪に強い緊急輸送道路ネットワーク等を整備する。</p>
<p>(注1)多数の者が利用する一定の建築物：学校、病院、ホテル、事務所その他多数のものが利用する建築物のうち、3階建以上でかつ床面積が1,000㎡以上の建築物</p> <p>(注2)一定水準：備蓄倉庫、耐震性の水神、放送施設を備える面積10ha以上のオープンスペース</p> <p>(注3)大都市：人口20万人以上の都市（東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と数う）</p> <p>(注4)港湾：大規模地震等の切迫性の高い瀬田強化地域、特定瀬田地域内にある港湾</p>		

安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	指標	事業の概要
<p>(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化</p> <p>陸・海・空の交通に関する安全を確保し、事故やテロ等の未然防止と被害軽減を図る。</p>	<p>・ 道路交通における死傷事故率 【118 件／億台キロ (H14) → 約 1 割削減 (108 件／億台キロ) (H19)】</p> <p>・ ふくそくそう海域^(注)における航路を閉塞するような大規模海難の発生数【H15～H19 の発生数を 0 とする】</p> <p>・ 国内航空における事故発生件数【18.4 件／年 (H10～H14 平均) → 約 1 割削減 (16.6 件／年) (H15～H19 平均)】</p> <p>(注)ふくそくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び開門港（海上交通安全法又は港則法適用海域に限る。）</p>	<p>安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、事故危険箇所での集中的対策、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施（あんしん歩行エリアの整備）、信号機の高度化、ハード・ソフト一体となった駐車対策をはじめとした交通安全施設等の整備や高度道路交通システム (ITS)、効果的な交通規制を推進する。また、道路と鉄道が連携して踏切道の改良等を実施するとともに、鉄道交通に係る安全対策を実施する。</p> <p>安全な海上交通環境の実現を目指し、港湾内の静穏度の向上のための港湾整備、浅瀬等の解消のための開発保全航路の整備と航行管制の円滑化、情報提供の高度化を図り船舶を安全に整流するため次世代型航行支援システムの整備を連携して実施するなど港湾と航路標識の連携した整備等を推進する。</p> <p>・ 増大する航空需要に対応しつつ、より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備を進める。</p> <p>・ 昨今の不安定な世界情勢に対応し、空港等においてテロ等に備えた保安レベルの向上を図る。</p>

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	指標	事業の概要
<p>(1)地球温暖化の防止</p> <p>地球温暖化対策推進大綱に基づき、(注)地球温暖化対策推進本部決定)で定められたCO₂排出量の削減目標(H22における自然体ケースとの比較)</p> <p>【運輸部門におけるCO₂排出削減：約4600万t-CO₂】</p> <p>【都市緑化等による吸収：約28万t-CO₂】</p> <p>【住宅・建築物におけるCO₂排出削減：約3560万t-CO₂】</p> <p>【下水道に係るN₂O排出削減：約200万t-CO₂】</p>	<p>指標</p> <p>(注)地球温暖化対策推進大綱に基づき、(注)地球温暖化対策推進本部決定)で定められたCO₂排出量の削減目標(H22における自然体ケースとの比較)</p> <p>【運輸部門におけるCO₂排出削減：約4600万t-CO₂】</p> <p>【都市緑化等による吸収：約28万t-CO₂】</p> <p>【住宅・建築物におけるCO₂排出削減：約3560万t-CO₂】</p> <p>【下水道に係るN₂O排出削減：約200万t-CO₂】</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車をはじめ運輸部門から排出される二酸化炭素の削減を目指し、自動車の省エネルギー化、交通需要マネジメント、違法駐車対策等の施策(ソフト)と道路、信号機、鉄道、港湾等の基盤整備(ハード)を一体的に実施することにより、公共交通機関の利用の促進、鉄道・海運へのモーダルシフトの推進、道路渋滞対策等の推進を図る。また、信号灯器のLED(発光ダイオード)化、航路標識等で使用するエネルギーのクリーンエネルギー化等環境の保全に資する機器等の導入を推進する。 二酸化炭素の排出抑制と同時に、都市公園の整備、緑地の保全や、道路、港湾、空港、河川、山ろく斜面等の公共空間における緑化、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を積極的に推進するなど二酸化炭素吸収源対策を実施する。 民生部門の住宅・建築物から排出される二酸化炭素の削減を目指し、太陽光発電等の自然エネルギー活用システムの導入等住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、環境負荷低減技術を活用した環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備等を進める。 下水道事業による一酸化二窒素の排出抑制対策として、下水汚泥焼却施設における燃焼温度の高温度化等を推進する。

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	指標	事業の概要
<p>(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善</p> <p>都市部における交通に由来する大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善を図る。また、ヒートアイランド現象の緩和を図る。</p>	<p>・ NO₂・SPM の環境目標達成率 【NO₂: 環境基準達成率約 6 割(現況値)→約 8 割(H19)】 【SPM: H19 までに、環境基準を超える測定局のうち約 6 割で大気中の SPM 濃度の自動車寄与分を現状から半減】</p> <p>・ 夜間騒音要請限度達成率【68%(H14)→74%(H19)】</p>	<p>・ 自動車等から排出される窒素酸化物 (NOx) や粒子状浮遊物質 (SPM) の削減を目指し、低公害車の開発・普及、ディーゼル微粒子除去装置 (DPP) 等後付装置の装着等自動車の低公害化、交通需要マネジメント、違法駐車対策等の施策 (ソフト) と道路、信号機、鉄道、港湾等の基礎整備 (ハード) を一体的に実施することにより、公共交通機関の利用の促進、鉄道・海運へのモーダルシフトの推進、道路渋滞対策等の推進を図る。</p> <p>・ 道路、空港周辺等の騒音の低減を目指し、騒音低減効果のある高機能舗装の敷設、環境施設帯の設置等の沿道環境対策や空港環境対策等を進める。</p> <p>・ 市街地等における緑とオープンスペースの確保、都市の水面積の拡大、雨水の貯留・浸透、公園・緑地、河川、道路、下水道等の連携による水と緑のネットワークの形成等ヒートアイランド対策を実施する。</p>

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	指標	事業の概要
<p>(3) 循環型社会の形成</p> <p>循環型社会形成推進基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生土の有効利用の推進とともに、循環的な処理・処分できない廃棄物等の適正処理・処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。</p>	<p>(注)循環型社会形成推進基本計画に基づき：循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）で定められた循環利用率、最終処分量の目標</p> <p>【循環利用率 約 10% (H12) → 約 14% (H22)】</p> <p>【最終処分量 約 56 百万トン (H12) → 約 28 百万トン (H22)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備事業の実施に当たっては環境負荷の低減に配慮するものとし、建設廃棄物の再資源化・縮減、再生資材の利用、建設発生土の有効利用を推進するとともに、下水汚泥についてリサイクルを推進する。 ・ 廃棄物等の循環的な利用を推進するため、港湾においては、循環資源を取り扱うための運用の改善、官民連携の促進、岸壁利用の再編成等を通じて、静脈物流拠点及びそれらを結ぶネットワークの形成を図る。また、循環的な利用のできない廃棄物等を適正に処分できるよう、廃棄物埋立護岸等を整備する。

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

<p>重点目標</p> <p>(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出</p> <p>生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合 	<p>事業の概要</p>
<p>、人工的な構造物によって覆われた水辺のうち回復可能な約1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生するとともに、乾燥や埋立により失われた湿地や干潟のうち回復可能な約7,000haについて約900haを再生するほか、都市や港湾において、生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地を概ね2,400ha確保することを目指す。また、緑の再生等が必要な箇所において緑化を推進する。さらに、魚類の生息環境改善のため魚道の整備等を推進する。</p>		

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標	指標	事業の概要
<p>(5) 良好な水環境への改善</p> <p>良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善を図る。</p>	<p>・ 環境基準達成のための高度処理人口普及率(m) 【12% (H14) → 17% (H19)】</p> <p>・ 湾内青潮等発生期間の短縮【H14 比約5%減(H19)】</p> <p>(注)環境基準達成のための高度処理人口普及率：流域別下水道整備総合計画等により、三大湾、相定湖沼等の水質環境基準の達成と、そのために必要な高度処理の実施が明確に関連付けられており、その放流水質が水質汚濁防止法による規制の対象となっている高度処理が実施されている区域内人口の総人口に対する割合</p>	<p>事業の概要</p> <p>・ 河川や湖沼、海域等公共用水域の水環境の改善を目指し、下水道の普及拡大に加え、高度処理施設の整備、合流式下水道の緊急改善等の下水道整備、下水道事業等と河川浄化事業の連携により水質浄化を行う清流ルネッサンス等の河川環境整備、海域における汚泥の覆砂・浸漬の他、ゴミ・油回収等による海洋環境整備等により水質を改善するとともに、河川流量の確保を図る。</p>

活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
<p>(1) 国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上</p> <p>国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創出を図る。</p>	<p>国際航空サービス提供レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際航空サービス提供レベル 【3,177億座席和(H13)→4,800億座席和(H19)、207億トン(H13)→300億トン(H19)】 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 【H14比5%減(H19)】 ふくそう海城_{CP}における管制船舶の入港までの航行時間の短縮 【H14に比べ東京湾において約15%短縮(H19)】 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 【59%(H14)→68%(H19)】 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現 (E)ふくそう海城：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び福岡港（海上交通安全法又は港則法適用海域に限る。） 	<p>国際的な玄関口となる国際拠点空港や国際港湾の整備を推進する。国際拠点空港については、首都圏において新東京国際空港の平行滑走路等の早期整備を図るとともに、関西圏において関西国際空港二期事業等の整備を着実に推進する。中部圏においては、中部国際空港の所要の整備を着実に推進する。あわせて、空域・航空路の容量を拡大する次世代航空保安システムの導入を進める。国際港湾については、ターミナル経営環境の改善によるコスト・サービス競争力の確保、船舶輸送の動向に対応したコンテナターミナルの整備や背後とのアクセス性の向上を図る臨港交通施設の整備等を推進するとともに、港湾諸手続のワンストップサービス化・港湾の24時間フルオープン化を推進することにより国際競争力の強化に努める。さらに国際海上交通のサービス向上を目指し、国際幹線航路の整備や次世代型航行支援システムの整備など港湾と航路標識の連携した整備等を推進する。</p> <p>国際的な玄関口となる空港や港湾と都市とのアクセスを円滑にする道路、鉄道等を整備する。特に、鉄道については、国際拠点空港と都心部間のアクセス所要時間を30分台にすることを目指し、中部国際空港アクセス鉄道を整備するとともに、成田高速鉄道の整備を着実に推進する。また、国際的な水準から見て整備の遅れている三大都市圏環状道路の整備を進めることなどにより国際競争力の強化に努める。</p> <p>都市再生緊急整備地域（平成15年5月現在、44地域、約5,722ha）等について、緊急的な市街地の整備を推進する。</p> <p>情報通信技術の活用により、すべての国民が恩恵を享受し、産業の国際競争力が発揮されるよう、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバが収容空間等を整備するとともに、河川・道路管理用光ファイバについて当面利用予定のないものを民間に開放することにより、超高速ネットワーク環境の構築を支援する。</p>

活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
<p>(2) 国内幹線交通のモビリティの向上</p> <p>人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化を図る。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内航空サービス提供レベル 【1,268億席席和(H13)→1,500億席席和(H19)】 フェリー等国内貨物輸送コスト低減率 【H14比4%減(H19)】 	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域ブロック間の交流の促進や効率化を図るため、空港、港湾や開発保全航路、幹線道路、幹線鉄道等の幹線交通体系を整備する。空港については、財源に見通しをつけた上で、東京国際空港の再拡張事業を推進するなど、大都市圏拠点空港（成田、羽田、関西、中部）の整備を推進するとともに、一般空港については、継続事業を中心とし、ターミナル諸施設の利便性の向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進する。また、空港アクセス交通の整備を推進する。港湾については、複合一貫輸送等の拠点となる内貿ターミナルを合理的に配置するなど、より効率的な輸送を実現できるよう整備を推進する。また、次世代型航行支援システム等航路標識の整備を推進するとともに、アクセス交通の整備を推進し、機能強化を図る。道路については、高規格幹線道路・地域高規格道路の着実な整備等により、自動車専用道路を利用する交通の割合を引き上げ、自動車交通の高速性、円滑性を確保するとともに、安全性の向上、生活環境の改善を図る。特に高速自動車国道については、これまでの有料道路方式による整備を進める。また、ITSを推進するとともに、特にノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）については、料金所整備だけでなくETC利用者に特化した多様な料金施策を実施し、有料道路の利用の効率化を図りつつ、計画期間内にETC利用者を有料道路利用者の半数程度まで引き上げ、料金所渋滞を概ね解消する。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機の普及促進を図る。

活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
<p>(3) 都市交通の快適性、利便性の向上</p> <p>都市における交通渋滞・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。</p>	<p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路渋滞による損失時間 【38.1億人時間(H14)→約1割削減(H19)】 ・ 信号制御の高度化により短縮される通過時間 【H19 までに対策実施箇所において 約3.2億人時間/年(約1割)短縮】 ・ 路上工事時間の削減率 【275時間/キロ・年(H14)→2割削減(H19)】 	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の渋滞を解消するために、バイパス、環状道路、市街地における都市計画道路等の整備、ボトルネック路切約1000箇所を平成22年度までに半減することを旨とした立体交差化等を進めるとともに、ハード・ソフト一体となった駐車対策を進めるほか、信号制御の高度化、ITSの推進、ETC及び3メディア対応型VICS対応車載機の普及促進、交通需要マネジメント、面的集中工事と掘削規制の一体的実施等による路上工事の削減等の施策を実施する。また、公共交通の利便性向上を目指して、都市鉄道等を整備するとともに、自由通路、駅前広場の整備等交通結節点の改善を進めるほか、バスロケーションシステムの整備等のソフト施策を実施する。

活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標	指標	事業の概要
<p>(4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化</p> <p>地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。</p>	<p>国際航空サービス提供レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際航空サービス提供レベル 【3,177 億座席和(H13)→4,800 億座席和(H19)】(再掲) 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 【59%(H14)→68%(H19)】(再掲) 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現 (再掲) 国内航空サービス提供レベル 【1,268 億座席和(H13)→1,500 億座席和(H19)】(再掲) 隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合 【73%(H14)→79%(H19)】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域間を結ぶルートへの走行性、安定性を高め、高次医療や多様化する消費・余暇活動などに伴う広域的なサービスを提供可能とするなど地域の生活や経済活動を支え、ともに、地域間交流や観光交流等を通じて道路、鉄道、港湾、空港の交通基盤を整備する。 現在約 500 万人の訪日外国人旅行者の増加を目指し、訪日外国人に対して分かりやすい観光案内のためのサインポスト等の整備を図るなど各種受け入れ体制を整備するとともに国際観光交流の促進のための基盤を整備する。 観光交流等を手がかりとした地域の活力向上を目指し、中心市街地の整備による魅力ある都市の整備のほか、歴史的・文化的資源を活用しつつ、豊かな自然環境・景観や活火山地域などの立地特性に応じた観光振興・交流拠点の整備を推進する。

※「事業の概要」に対応した主要な事業は別表のとおりである。